

一般競争入札／総合評価落札方式公告

次のとおり一般競争入札／総合評価落札方式に付します。

令和4年1月17日（月曜日）

社会福祉法人^{（財）}済生会支部三重県済生会明和病院
院長 松島 聡

1. 一般競争入札／総合評価落札方式に付する事項

(1) 調達件名及び数量

一般廃棄物処理委託業務一式

※詳細は一般競争入札／総合評価落札方式案内書等による。

(2) 履行場所

社会福祉法人^{（財）}済生会支部三重県済生会明和病院が指定する場所

(3) 契約期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日

※但し、契約期間中に業務遂行不可能と判断した場合は、契約期間途中であっても、契約を解約する場合がある。

2. 参加資格

(1) 一般競争入札／総合評価落札方式に参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な成立を害し、若しくは不正の利益を得るために他の者と連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(ク) 社会福祉法人^{（財）}済生会支部三重県済生会明和病院（附帯する施設をすべて含む）又は三重県から入札公告の日から開札の日までの間に指名停止措置を受けている者。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている者

(3) 令和元年4月1日から令和3年12月31日までの間に、病床数200床以上の規模を有する医療機関において、一般廃棄物処理委託業務を受託した実績を有する者

3. 入札手続等

(1) 担当部局

所在地 : 〒515-0312 三重県多気郡明和町大字上野 435 番地

施設名 : 社会福祉法人^{（財）}済生会支部三重県済生会明和病院

担当名 : 事務部 資材整備課 課長 中西 竹久

TEL0596-52-0131 FAX0596-52-2131

- (2) 仕様書等の配付
期 間 : 令和4年1月24日(月曜日) 15時00分まで
場 所 : 3(1)に同じ。
- (3) 一般競争入札/総合評価落札方式参加資格申請書の提出期間、場所
本入札に参加する意思のある者は、入札参加申請書を次により提出しなければならない。
期 間 : 令和4年1月31日(月曜日)まで
受付時間 土日祝日を除く 8時30分～ 15時00分
場 所 : 3(1)に同じ。
提出方法 : 上記日時、場所に持参により提出するものとする。
- (4) 見積書、見積内訳書、提案書、回答書等の提出
本入札に参加する意思のある者は、会社案内及び実績、提案書、見積書を1部提出しなくてはならない。提出の無かった場合は入札の参加を認めないものとする。
提出期間 : 令和4年1月31日(月曜日)まで
土日祝日を除く 8時30分～ 15時00分
提出場所 : 3(1)に同じ。
提出方法 : 提出場所へ持参すること。
- (5) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法
日 時 : 令和4年2月8日(火曜日) 時間は入札仕様書に記載。
場 所 : 社会福祉法人^{恵賜}済生会支部三重県済生会明和病院 アイリス(中会議室)
提出方法 : 上記日時、場所に持参すること。郵送又はFAXによる入札は認めない。

4. その他

- (1) 入札保証金 免除とする。
- (2) 契約履行保証 免除とする。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
技術提案による評価及び最低落札価格での総合評価で決定する。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (8) 一般競争入札/総合評価落札方式に参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取消すことがある。